

○なにわ大阪研究センター所蔵資料の利用等に関する内規

2022年12月14日

制定

(趣旨)

第1条 この内規は、関西大学なにわ大阪研究センター（以下「センター」という。）が所蔵する資料（以下「所蔵資料」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所蔵資料の利用要件)

第2条 所蔵資料の利用は、研究又は教育目的に限る。

2 所蔵資料の利用は、センターが指定する方法及び場所で行わなければならない。

(所蔵資料の閲覧)

第3条 所蔵資料の閲覧を希望する者は、所蔵資料閲覧・貸出・掲載等許可申請書（様式第1号）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。原則として申請者が学外者の場合は所属する機関等の紹介状を、関西大学の学生・大学院生である場合は、指導教育職員の紹介状をあわせて提出しなければならない。

2 センター長は、前項に規定する閲覧・貸出・掲載等許可申請書の提出があったときは、審査の上、閲覧・貸出・掲載等許可証（様式第2号）を交付する。

3 センター長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。

4 第2項の規定による許可を受けた者が所蔵資料を毀損した場合は、損害賠償の義務を負わなければならない。

(所蔵資料の貸出し)

第4条 所蔵資料の貸出しを希望する者は、所蔵資料閲覧・貸出・掲載等許可申請書（様式第1号）をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。原則として申請者が学外者の場合は所属する機関等の紹介状をあわせて提出しなければならない。

2 センター長は、前項に規定する閲覧・貸出・掲載等許可申請書の提出があったときは、審査の上、閲覧・貸出・掲載等許可証（様式第2号）を交付する。

3 センター長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。

4 第2項の規定による許可を受けた者は、貸出期間中の保管及び貸出しに伴う全ての経費を負担する。

5 貸出期間中に貸出品が毀損又は滅失した場合は、貸出しを受けた者が損害賠償の義務を負わなければならない。

(所蔵資料の掲載等)

第5条 所蔵資料の掲載、模写、模造等を希望する者は、所蔵資料閲覧・貸出・掲載等許可申請書(様式第1号)をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。原則として申請者が学外者の場合は所属する機関等の紹介状を、関西大学の学生・大学院生である場合は、指導教育職員の紹介状をあわせて提出しなければならない。

2 センター長は、前項に規定する所蔵資料閲覧・貸出・掲載等許可申請書の提出があったときは、審査の上、閲覧・貸出・掲載等許可証(様式第2号)を交付する。

3 センター長は、管理上支障がある場合には、前項に規定する許可を取り消すことができる。

4 第2項の規定による許可を受けた者が掲載等により所蔵資料を毀損した場合は、損害賠償の義務を負わなければならない。

5 著作権法上その他の責任が生じた場合は、許可を受けた者がその責任を負うこととする。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、センター委員会の議を経て行う。

(その他)

第7条 この内規に定めのない事項については、センター委員会で協議の上、決定する。

附 則

この内規は、2022年12月14日から施行する。